

各都道府県総務部長  
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、  
都道府県立病院担当課、医療政策担当課扱い)

各指定都市財政担当局長  
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課、  
医療政策担当課扱い)

関係一部事務組合管理者  
(都道府県・指定都市が加入するもの)

関係広域連合の長  
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局準公営企業室長  
( 公 印 省 略 )

公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う  
施設・設備の整備等に係る手続等について（通知）

公立病院経営強化の推進に係る財政措置等については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。）及び「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知。以下「財政通知」という。）において通知したところですが、このうち、財政通知第4の2の公立病院の新設・建替等及び同通知第2の2に定める公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る手続等については、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村に対しても、この旨を周知していただくとともに、関係市町村の書類提出等に当たっては、適切な御助言をお願いします。

記

第1 公立病院の新設・建替等に係る手続

1 手続を必要とする事業

公立病院の新設、建替及び増改築事業（以下「新設・建替等」という。）を行う

地方公共団体は、次に定めるところにより、当該事業の基本設計及び実施設計に着手する前年度に、当該公立病院の新設・建替等について、地域医療構想との整合性等についての都道府県の確認結果の意見を付して、後述の関係書類を総務省に提出すること。

総務省は、提出された関係書類の内容を確認するため、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 2 手続の対象外の事業

- (1) 病院事業債の元利償還金に係る普通交付税措置のない施設の整備事業
  - (2) 医療従事者の宿舍、厚生施設、看護学校その他の診療機能に直接関係のない施設・設備の整備
  - (3) 医療機器等の設備整備
  - (4) 維持管理に該当する事業
- ※ 本手続の要否について不明な場合は、事前に相談すること。

## 3 ヒアリングの対象者

- ・ 都道府県分 (※1) :  
財政担当課、医療政策担当課及び病院事業部局
- ・ 指定都市分 (※2) :  
財政担当課及び病院事業部局並びに都道府県の医療政策担当課
- ・ 市町村分 (※3) :  
都道府県の市町村担当課及び医療政策担当課

※1：公営企業型地方独立行政法人及び都道府県が加入する企業団・一部事務組合立の病院を含む。以下同じ。

※2：公営企業型地方独立行政法人及び指定都市が加入する企業団・一部事務組合立の病院を含む。以下同じ。

※3：指定都市を除き、公営企業型地方独立行政法人及び市町村が加入する企業団・一部事務組合立の病院を含む。以下同じ。

※ ヒアリングは基本的には対面では実施せず、電話やオンライン等での聞取りによって行う予定である。

## 4 総務省における確認事項

- (1) 事業内容
  - ① 改修や改築ではなく、新設又は建替とする理由
  - ② 当該病院の役割・機能
  - ③ 他の医療機関との機能分化・連携強化の予定
  - ④ 整備する病院の規模
  - ⑤ 医師・看護師等の確保方策
  - ⑥ 収支の見通し
  - ⑦ 新興感染症等の感染拡大時に備えた対応
  - ⑧ ①～⑦に係る都道府県の確認結果

(2) 地域医療構想との整合性に関する都道府県の確認結果 (※)

- ① 計画されている当該病院の役割や新設・建替等後の病床機能別の病床数が、地域医療構想に則しているか
- ② 地域医療構想調整会議での合意の状況 (予定含む。)
- ③ 当該病院以外の病院における地域医療構想の実現に向けた取組状況
- ④ 当該病院の新設・建替等後の機能別病床数や、地域医療構想の実現に向けた他の病院の取組及び当該都道府県の取組を含めた、構想区域全体としての地域医療構想の実現の見通し

※ 精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等の場合は不要である。

## 5 提出書類

基本設計及び実施設計の前年度に提出する関係書類は、次の①～⑩とする。

実施設計前の関係資料の提出に当たっては、基本設計前に提出した資料を、時点更新の上、提出すること (その際、更新箇所を赤字にしたり、変更趣旨を別紙で示したりする等、更新内容が分かるようにすること。)

- ① 鑑文 (※1)
- ② 「提出病院等一覧表」(様式1) (※1)
- ③ 「総括表」(様式2) (※2)
- ④ 「公立病院の新設・建替等に関する調書1」(様式3)
- ⑤ 「公立病院の新設・建替等に関する調書2」(様式4) (※2)
- ⑥ 「公立病院の新設・建替等に関する調書3」(様式5)
- ⑦ 収支計画 (様式6)
- ⑧ 公立病院経営強化プラン (※3) の写し
- ⑨ 地域医療構想のうち、当該病院が立地する構想区域における将来の必要病床数 (合計及び機能別病床数) について記述した部分の写し
- ⑩ その他、参考資料として次のもの (任意)
  - ・当該病院の現在の外観写真・フロア図 (ホームページ等既存資料で可)
  - ・地域医療構想調整会議において、当該新設・建替等について議論された際に説明に用いた資料
- ⑪ 完成予想図や、当該新設・建替等の計画について住民等に公表した資料があれば、その写し (住民説明会資料や報道発表資料など)

※1 : 「鑑文」と「提出病院等一覧表」は、都道府県又は指定都市が総務省に提出する際に添付するものである。複数病院分を提出する場合や複数市町村分を提出する場合でも一枚で構わない。また、市町村から総務省への鑑文は不要である。

※2 : 「総括表」と「公立病院の新設・建替等に関する調書2」には、当該新設・建替等の内容や地域医療構想との整合性について、都道府県医療政策担

当課の意見を付して提出すること。

指定都市分についても、都道府県医療政策担当課の意見を付して提出すること。

また、都道府県立病院の場合も、地域医療構想との整合性に関する都道府県の意見については、病院事業部局とは別に、都道府県医療政策担当課の意見を記入すること。

ただし、精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等の場合は、地域医療構想との整合性に関する説明や意見は不要である。

※3：経営強化ガイドラインに基づく「公立病院経営強化プラン」(以下同じ。)

## 6 関係書類の提出時期、提出方法

### (1) 提出時期

① 基本設計前：基本設計に着手する前年度の11月までに提出すること。

② 実施設計前：実施設計に着手する前年度の2月までに提出すること。

#### ※ 留意点

ア ①、②より早い時期に提出することも可能であるが、事前に相談すること。

イ 上記のスケジュールによりがたい場合は事前に相談すること。ただし、その場合であっても、原則として、基本設計又は実施設計に着手する3か月前又は設計費に係る起債協議等について関係書類を総務省に提出する期限の3か月前の、いずれか早い時期に間に合うようにすること。

### (2) 提出方法

次の宛先に電子メールで提出すること。

- ・担当課室 : 総務省自治財政局準公営企業室病院事業係
- ・送付先アドレス : kouritsuhp@soumu.go.jp
- ・電話 : 03-5253-5643

## 7 起債協議等における手続

令和4年度以降に上記5に係る関係書類を総務省に提出した新設・建替等について、病院事業債の起債協議等手続を行う際は、令和4年度二次協議分から、起債協議等手続の提出書類に、原則として、財政通知第4の2(3)の総務省からの通知の写し(基本設計に係るものと実施設計に係るものの両方)を添付すること(ただし、精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等である場合には、任意様式にてその旨の説明を添えること)。

## 第2 病院事業債(特別分)等に係る手続

### 1 手続を必要とする事業

財政通知第2の1に定める病院事業債（特別分）、病院事業債（一般会計出資債）及び施設の除却等経費に係る特別交付税措置の適用を受けようとする地方公共団体は、次に定めるところにより、機能分化・連携強化の取組を記載した「機能分化・連携強化計画」等の関係書類を総務省に提出すること。

総務省は、提出された関係書類の内容を確認するため、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 2 ヒアリングの対象者

第1の3と同じ。

## 3 総務省における確認事項

- ① 機能分化・連携強化計画に基づく取組内容と、経営強化ガイドラインや財政通知に定める要件との適合
- ② 地域医療構想との整合性に関する都道府県の確認結果（精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等の場合を除く。）

## 4 提出書類

提出書類は、次の表のとおりとする。

	病院事業債 (特別分)	病院事業債 (一般会計 出資債)	除却等経費 に係る特別 交付税措置
鑑文(※1)	○	○	○
提出病院等一覧表(様式1)(※1)	○	○	○
総括表(様式2)(※2)	○	○	○
機能分化・連携強化計画(様式7)	○	○	○
病院事業債(特別分)に関する調書(様式8)	○	—	—
病院事業債(特別分)充当計画書(様式9)	○	—	—
病院事業債(一般会計出資債)に関する調書 (様式10)	—	○	—
病棟等施設の除却等に要する経費に関する 調書(様式11)	—	—	○
機能分化・連携強化の概要を図示したもの (参考様式)(任意様式でも可)	○	○	○
財政通知第2の1(1)③に定める協定書等 の写し(これらを要件とする経費に活用予 定の場合)	○	—	—
「公立病院経営強化プラン」の写し	○	○	○
新たな施設の完成予想図や住民説明会資 料、報道発表資料等の既存資料(任意)	○	○	—

※1：第1の5における※1と同じ。

※2：「総括表」には、当該機能分化・連携強化の取組の地域医療構想との整合性について、都道府県医療政策担当課の意見を付して提出すること。

指定都市分についても、都道府県医療政策担当課の意見を付して提出すること。

また、都道府県立病院の場合も、地域医療構想との整合性に関する都道府県の意見については、病院事業部局とは別に、都道府県医療政策担当課の意見を記入すること。

ただし、精神科専門病院や総合病院のうち精神科部分のみの施設・設備の整備に当たってこれらの財政措置を活用する場合については、地域医療構想との整合性に関する説明や意見は不要である。

## 5 関係書類の提出時期・提出方法

### (1) 提出時期

① 病院事業債（特別分）及び病院事業債（一般会計出資債）：

起債協議等の前年度の9月までに提出すること。

② 施設の除却等経費に係る特別交付税措置：

特別交付税の基礎数値の報告（9月）と併せて提出すること。

### ※ 留意点

ア 新設・建替等を伴う場合は、新設・建替等に係る基本設計前の関係書類の提出の際に合わせて提出することも可能である。また、それ以外の場合であっても、①、②より早い時期に提出することも可能であるが、事前に相談すること。

イ 上記のスケジュールによりがたい場合は事前に相談すること。ただし、その場合であっても、病院事業債（特別分）及び病院事業債（一般会計出資債）については、原則として、起債協議等に係る関係書類の総務省提出期限の3か月前に間に合うようにすること。

### (2) 提出方法

次の宛先に電子メールで提出すること。

- ・ 担当課室 : 総務省自治財政局準公営企業室病院事業係
- ・ 送付先アドレス : kouritsuhp@soumu.go.jp
- ・ 電話 : 03-5253-5643

## 6 起債協議等や特別交付税の基礎数値の報告における手続

(1) 令和4年度以降に上記4に係る関係書類を総務省に提出した機能分化・連携強化の取組について、病院事業債（特別分）又は病院事業債（一般会計出資債）の起債協議等手続を行う場合は、令和4年度二次協議分から、起債協議等手続に必要な書類に、原則として、財政通知第2の4の総務省からの通知の写

しと、時点更新した次の表の資料を添付すること。

- (2) 令和4年度以降に、施設の除却等経費に係る特別交付税措置の適用を受けるに当たって上記4に係る関係書類を総務省に提出した機能分化・連携強化の取組について、翌年度以降も引続き同措置の適用を受けようとする場合は、基礎数値の報告の際に、原則として、財政通知第2の4の総務省からの通知の写しと、時点更新した次の表の資料を添付すること。

	病院事業債 (特別分)	病院事業債 (一般会計 出資債)	除却等に 係る特別 交付税措置
機能分化・連携強化計画(様式7)	○	○	○
病院事業債(特別分)に関する調書(様式8)	○	—	—
病院事業債(特別分)充当計画書(様式9)	○	—	—
病院事業債(一般会計出資債)に関する調書 (様式10)	—	○	—
病棟等施設の除却等に要する経費に関する 調書(様式11)	—	—	○
機能分化・連携強化の概要を図示したもの (参考様式)(任意様式でも可)	○	○	○

### 第3 その他の手続等

#### 1 実施状況等の調査について

総務省は、上記第1の5又は第2の4に係る関係書類が提出された新設・建替等又は機能分化・連携強化の取組の実施状況等について、都道府県財政担当課及び市町村担当課並びに指定都市財政担当課を通じて、概ね年1回、調査を行う予定である。

#### 2 新設・建替等や機能分化・連携強化計画の事業内容の変更について

- (1) 上記第1の5又は第2の4に係る関係書類を総務省に提出した新設・建替等や機能分化・連携強化計画の事業内容について、計画の中止や、統合・連携先医療機関の変更、整備予定の機能別病床数の変更その他の大幅な変更が生じた場合は、速やかに総務省へ連絡すること。
- (2) なお、事業費やスケジュールの変更等については、1の実施状況調査において変更後の内容を回答することで足り、総務省への報告等は要しない。

#### 3 経過措置

- (1) 提出書類中の「公立病院経営強化プランの写し」については、令和5年度までは、同プランが未策定の場合、策定に向けた検討資料等、事業内容が分か

る資料をもって代えることができる。なお、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知)に基づき策定した「新公立病院改革プラン」に記載がある場合は、その写しでも可。

- (2) 新設・建替等について、「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」(平成27年4月10日付け総財準第61号総務省自治財政局準公営企業室長通知。以下「前財政通知」という。)に基づき、基本設計前の総務省への関係書類の提出が完了している場合、実施設計前の関係書類の提出においては、本通知にかかわらず、基本設計前に提出した関係書類を時点更新したものをもって代えることができる。
- (3) 前財政通知に基づき、令和3年度までに、新設・建替等や病院事業債(特別分)等の財政措置の活用に当たり総務省へ関係書類を提出済みの事業(新設・建替等の場合は、実施設計前の関係書類の提出まで完了しているものに限る。)は、改めて本通知に基づく書類の提出を行う必要はない。
- (4) 次の事業は、前述の提出時期にかかわらず、令和4年5月までに、本通知に基づき関係書類を提出すること。また、該当する場合は、速やかに総務省へ連絡すること。
  - ① 新設・建替等のうち、令和4年度に実施設計に着手予定の事業
  - ② 病院事業債(特別分)又は病院事業債(一般会計出資債)を、令和4年度起債協議等手続(一次協議分)で初めて起債予定である機能分化・連携強化の取組

#### 4 その他

不明点等があれば、総務省自治財政局準公営企業室まで相談すること。

以上